

熊本県民間社会福祉事業従事者
退職共済事業規程

(平成31年4月1日改正)

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会

熊本県民間社会福祉事業従事者退職共済事業規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この事業は、社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が定款第2条第16号に基づき、熊本県下の民間社会福祉事業従事者に退職共済事業を実施することにより、社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この規程による退職共済事業は、熊本県民間社会福祉事業従事者退職共済事業（以下「本事業」という。）という。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 事業主 県内の社会福祉法人が営む事業所とする。
- (2) 契約者 共済契約の当事者である事業主をいう。
- (3) 加入者 契約者が経営する事業所に勤務する職員のうち、就業規則、労働協約等により、退職金制度の受益者とされたもの。
- (4) 共済契約 この規程で定める退職金制度に必要な資金を契約者が県社協に預託することを約し、県社協は契約者から権限の委任を受け、すべての契約者から預託された総資産のうちから給付を行うことを約する契約をいう。

(事業)

第4条 本事業は、熊本県下の民間社会福祉を営む事業所（以下「事業所」という。）が第36条による拠出金（以下「拠出金」という。）を県社協に納付し、県社協が第13条の給付金（以下「給付金」という。）を給付する事業をいう。

第2章 加入及び脱退

(事業所の加入)

第5条 加入できる事業所は、社会福祉法人が営む事業所とする。

- 2 事業所が本事業に加入しようとする場合は、職員の承諾を得て別に定める加入申込書を県社協に提出するものとする。

3 県社協は、加入の承認をしたときは、事業所にその旨通知する。

4 加入時期は、毎月1日とする。

(事業所の加入取り消し)

第6条 県社協は、次の各号に掲げる場合は本事業の加入を取り消すことができる。

(1) 事業所が拠出金を納入期限後2ヶ月以内に納入しないとき

(2) 事業所がこの規程に定める届出をせず、また虚偽の届出をし、県社協の行う調査に関して故意に不正の報告をしたとき

2 県社協は、前項の規定により本事業の加入の取り消しをしたときは、事業所にその旨通知しなければならない。

3 事業所の加入取り消しに関する事項の取扱は、第42条第1項に基づき設置された運営委員会が審議するところによるものとする。

(事業所の脱退)

第7条 事業所は、事業所のすべての加入者の承諾を得た場合、本事業から脱退することができる。ただし、この場合は、加入者の承諾があったことを証する書類を添えてその旨県社協に通知しなければならない。

2 前項によるほか、事業所が前条により本事業の加入を取り消された場合は、本事業から脱退するものとする。

3 事業所の脱退に関する事項の取扱は、第42条第1項に基づき設置された運営委員会が審議するところによるものとする。

(加入者)

第8条 第5条に基づき本事業に加入した事業所に勤務する職員は、雇用された日以降最初に到来する1日から、本事業の加入者となることができる。

2 前項にいう職員には、1年未満の期間を定めて雇用される者及び1年の雇用期間を定めて使用する職員で労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以下の者は含まないものとする。

3 加入者は、退職又は死亡したときは加入者資格を喪失する。

ただし、第7条に基づき事業所が本事業から脱退した場合を除き、加入者は在職中に本事業から脱退することはできない。

4 加入者は、次の場合は加入者資格を継続できるものとする。

(1) 本事業に加入する事業所間において異動があった場合

(2) 異動により県外の事業所へ転出し、再び本事業に加入する県内の事業所

へ転入した場合

ただし、この場合の事業所とは同一経営者の経営になる事業所をいうものとする。

- 5 事業所は、第1項、第3項及び第4項の事実が発生したときは、遅滞なくこれを県社協に届出るものとする。

第3章 加入期間および基準給与

(加入期間の計算)

第9条 加入期間の計算は、加入者となった日の属する月から退職、死亡又は脱退した日の属する月までの期間の年月数とする。

- 2 第8条第4項により加入者資格の継続があった場合は、それぞれ前後の加入期間を通算する。

- 3 拠出金を中断した場合は、その中断期間は加入期間に算入しない。

(拠出金の算定の基礎となる基準給与)

第10条 本事業の拠出金算定の基礎となる基準給与は、加入者の毎年4月1日の本給（「基本格付本俸」「給与特別改善費」「特殊業務手当」の合算額）に基づき、別表1の基準給与月額とし、その年の4月から翌年3月まで適用する。ただし、年度途中の加入の場合は、加入月の基準給与月額をその月から3月まで適用し、その後は4月1日の本給に基づいた基準給与月額をその年の4月から翌年3月まで適用する。

(基準給与月額の届)

第11条 事業所は、毎年4月1日に在籍している加入者に係る基準給与月額を、毎年4月3日迄に県社協に届出なければならない。

(給付金の算定の基礎となる基準給与)

第12条 給付金の算定の基礎となる基準給与は、第9条による加入期間に算入する期間中、第10条に定める基準給与月額を月次で累計した額を12で除した額とする。

第4章 給付

(給付の種類)

第13条 本事業の給付（以下「給付」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 退職年金
- (2) 退職一時金

(3) 遺族一時金

(4) 選択一時金（年金に代えて給付する一時金）

(5) 脱退一時金

第1節 退職年金

（支給要件）

第14条 加入者が、加入期間20年以上かつ55歳以上で退職したときは退職年金を受ける権利を取得するものとし、その権利を取得した者（以下「退職年金受給権者」という。）に対し、退職年金（以下「年金」という。）を給付する。

（年金の額）

第15条 年金の月額は、次の算式により計算した額とする。

第12条に定める給付金の算定の基礎となる基準給与×加入期間に応じた別表2に定める率

（年金証書の交付）

第16条 県社協は、年金の支給を決定した加入者に対し、年金証書を交付する。

（年金の給付期間）

第17条 年金の給付は、その受給権が発生した日の属する月の翌月から開始し、その給付期間は、15年間（保証期間15年）とする。

（年金の給付時期）

第18条 年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の各10日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にそれぞれの前月分までを給付する。

ただし、年金を受ける権利が消滅したときは、その前月分までをそのときに給付する。

（年金の受給権の消滅等）

第19条 年金の受給権は、退職年金受給権者が死亡したとき又は選択一時金の受給権を取得したときに消滅する。

2 退職年金受給権者が死亡したときは、その遺族は、退職年金受給権者死亡届を事業所を経由して県社協に届出なければならない。

第2節 退職一時金

（支給要件）

第20条 加入者が加入期間20年未満又は20年以上55歳未満で退職したときは、当該退職者に対し、退職一時金を給付する。

（退職一時金の額）

第21条 退職一時金の額は、次の算式により計算した額とする。

第12条に定める給付金の算定の基礎となる基準給与×加入期間に応じた別表3に定める率

第3節 遺族一時金

(支給要件)

第22条 遺族一時金は、次のいずれかに該当する場合に遺族に給付する。

(1) 加入者が死亡したとき

(2) 年金の給付開始後15年を経過する前に退職年金受給権者が死亡したとき

(遺族一時金の額)

第23条 遺族一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算式により計算した額とする。

(1) 前条第1号に該当する場合

第12条に定める給付金の算定の基礎となる基準給与×加入期間に応じた別表3に定める率

(2) 前条第2号に該当する場合

年金の月額×15年からその者が既に給付を受けた期間を控除した残余の期間(以下「残余期間」という。)に応じ別表4に定める率

(遺族)

第24条 遺族一時金の給付を受ける遺族は、配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟とする。

2 前項に掲げる者が遺族一時金の給付を受ける順位は、同項の順位による。

3 遺族一時金を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした給付は全員に対してしたものとみなす。

第4節 選択一時金

(支給要件)

第25条 退職年金受給権者が選択一時金の給付を申し出たときは、年金に代えて一時金を給付する。

(選択一時金の額)

第26条 選択一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号

に定める算式により計算した額とする。

(1) 年金の受給権の発生と同時に申し出があったとき

第12条に定める給付金の算定の基礎となる基準給与×加入期間に応じた別表3に定める率

(2) 年金の給付開始後15年が経過するまでに申し出があったとき

年金の月額×残余期間に応じた別表4に定める率

第5節 脱退一時金

(支給要件)

第27条 事業所が加入取り消し又は脱退したときは脱退一時金を支給する。

2 脱退一時金を請求する場合、事業所は脱退時に算出する脱退一時金総額から脱退する加入者にかかわる第36条による拠出金総累計額（事務費に相当する額を含む。）を減じた額を県社協に納付しなければならない。

(脱退一時金の額)

第28条 脱退一時金は、次の算式により計算した額とする。

第12条に定める給付金の算定の基礎となる基準給与×加入期間に応じた別表3に定める率

第6節 給付の請求等

(給付の請求)

第29条 受給権者は、給付を請求しようとするときは、遅滞なく所定の給付請求書を事業所を経由して県社協に提出しなければならない。

ただし、受給権者が死亡した場合は、その遺族がこれを行うものとする。なお、懲戒解雇処分の場合は第52条を適用する。

(給付の決定)

第30条 県社協は、前条の給付請求書の提出があったときは、遅滞なく給付の裁定をした上、事業所及び受給権者に通知しなければならない。

2 県社協は、前項の裁定により決定した給付金の支払いを所定の支払指図書により、株式会社りそな銀行に依頼するものとする。

(給付金の支払時期)

第31条 年金又は一時金は、原則として第29条の請求後該当月までの入金を確認のうえ支払うものとする。ただし、事業所が第38条の規定に基づく払い込みを期限までに行わないときは、払い込みがある日までの間その支払いを停止することができる。

(所得税法に基づく書類の提出)

第 3 2 条 退職一時金又は選択一時金の給付を請求しようとする者は、所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)及び所得税法施行令(昭和 4 0 年政令第 9 6 号)に基づく書類を事業所を経由して県社協に提出しなければならない。

(受領方法)

第 3 3 条 給付の請求をしようとする者は、給付請求書の所定欄に振込の銀行預金口座を指定しなければならない。

2 退職年金受給権者は、前項の指定口座を変更しようとするときは、年金受領口座変更届を事業所を経由して県社協に提出しなければならない。

(氏名等変更届)

第 3 4 条 加入者及び年金の受給権者は、氏名又は住所を変更したときは、速やかに氏名等変更届を事業所を経由して県社協に提出しなければならない。

(給付支払の停止)

第 3 5 条 県社協は、受給権者が正当な理由がなくこの規程による届出をしないときは、その届出のあるまでの間、その給付の支払いを停止することができる。

第 5 章 拠出金

(拠出金の額)

第 3 6 条 給付に要する拠出金の月額、毎月 1 日現在の加入者の基準給与月額に、1, 0 0 0 分の 4 3 を乗じて得た額とする。

なお、事務費は拠出金の中の 4 3 分の 2 とする。

(拠出金の負担割合)

第 3 7 条 前条の拠出金は、事業所負担 1, 0 0 0 分の 2 1. 5、加入者負担 1, 0 0 0 分の 2 1. 5 とする。

(拠出金の納入方法)

第 3 8 条 事業所は、加入者から当月分の拠出金を毎月徴収し翌月の 3 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)までに事業所の負担金と一括して県社協の指定する口座振替の方法により払い込まなければならない。

(拠出金の中断及び復活)

第 3 9 条 加入者が次の各号に定める事由に該当した場合、事業所は拠出金を中断する。

(1) 異動により、第 8 条第 4 項第 2 号ただし書にいう県外の事業所に転出し

たとき

(2) 前号のほか、拠出金を中断すべき事由が発生したとき

2 前項各号に定める事由が消滅したときは、事業所は拠出金を復活する。

3 事業所は、第1項及び第2項の事実が発生したときは、遅滞なくこれを県社協に届出るものとする。

(延滞金)

第40条 拠出金が納入期限までに納入されなかった場合、県社協は、第38条に定める納入期限の翌日から納入された日までの日数に応じ、延滞にかかる金額に対し、年14.6パーセントの割合を乗じて得た額を徴収する。

ただし、やむを得ない事情があると県社協が認めたときは、この限りではない。

第6章 会計

(会計経理)

第41条 本事業の会計経理は、一般会計とする。

(積立金の運用)

第41条の2 県社協は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

第7章 事業の運営

(運営委員会)

第42条 県社協は、本事業の適正な運営を期するため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会に関する事項は別に定める。

(資産の管理および運用の外部委託)

第43条 県社協は、第44条の2第1項に定める基本方針に従い、積立金の運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、県社協を受益者とする指定金銭信託契約を信託会社又は信託業務を営む金融機関と締結するものとする。

2 県社協は、前項の規定にもとづき、株式会社りそな銀行を受託者とする指定金銭信託(単独運用)契約を締結し、第36条に定める拠出金(事務費に相当する額を除く。)並びに第40条に定める延滞金を信託する。

(事業所の同意)

第43条の2 県社協は、次に掲げる場合は、加入事業所総数の4分の3以上の同意を得なければならない。ただし、法令改正にもとづく変更又は用語あるいは名称の変更等の軽微な変更を除く。

(1) 第43条に定める信託契約等を変更するとき。

(2) 第44条の2第1項に定める信託契約にもとづく信託財産の運用方針を変更するとき。

(3) 第46条によりこの規程の改廃を行うとき。

2 県社協は、前項第3号に該当する場合には、必要に応じ同項にもとづく同意の取得に加え、前条第2項にもとづく別の定めに従った手続きを行うものとする。

3 県社協は、第1項に規定する加入事業所の同意を得る場合は、規程等の改正案を加入事業所に提案しなければならない。

4 加入事業所は、前項の提案を受理したときは、意向確認書を作成し県社協に提出しなければならない。

(業務の委託)

第44条 本事業運営に必要な事項のうち、次の各号に掲げる事項は、株式会社りそな銀行に委託する。

(1) 財政決算及び財政再計算に関する事項

(2) 給付金の送金に関する事項

(3) その他前各号に付随する事務及び運営に関する事項

(運用の基本方針および運用指針)

第44条の2 県社協は、積立金の運用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 県社協は、前項に規定する基本方針と整合的な運用指針を作成し、第43条第1項に定める資産運用機関に交付しなければならない。

3 第1項に規定する基本方針の改定にあたっては、運営委員会での議決を経た後、事業所の4分の3以上の同意を得るものとする。

(本事業廃止による分配)

第45条 県社協は、本事業を廃止したときは、廃止日現在における退職年金受給権者及び加入者に対し、本事業にかかわる資産（以下「資産」という。）を限度として、次の定めるところにより同資産を分配する。

(1) 退職年金受給権者に対しては、第37条に定める加入者各自の拠出金累計額

に、年金の支給期間（15年）に占める残余期間の割合を乗じて得た金額

（2）加入者に対しては、第37条に定める加入者各自の拠出金累計額

2 前項による分配を行ったのち、なお残額があるときには、退職年金受給権者に対し、制度廃止日の属する月以降その者に支給すべき年金現価から、前項第1号に規定する額を控除した額を限度とし、その割合により分配する。

3 前項による分配を行ったのち、なお残額がある場合には、加入者に対し、制度廃止日に脱退したものとして計算される年金現価又は一時金の額から、第1項第2号に規定する額を控除した額を限度とし、その割合により分配する。

4 前項による分配を行ったのち、なお残額があるときは、事業所に対し各事業所単位に計算した廃止日現在の加入者にかかわる第36条による拠出金累計額（事務費に相当する額を含む。）の割合により返還する。

（退職共済事業の改廃）

第46条 本事業は、経済情勢の変化、社会保障制度の改正等に応じ、その一部又は全部を改正し、又は廃止することができる。

（事業年度）

第47条 本事業の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（財政決算）

第47条の2 県社協は、毎事業年度において、年金数理にもとづく財政決算を行うものとする。

（拠出金の額および拠出金の負担割合の再検討）

第48条 県社協は5年ごとに第36条に定める拠出金の額および第37条に定める拠出金の負担割合の見直しを行い、必要に応じ、拠出金の額および拠出金の負担割合を変更する。

（端数の処理）

第49条 本事業において拠出金及び給付金の額を計算する場合、1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げる。

第8章 雑則

（時効）

第50条 この規程による給付を受ける権利は、その事由が生じた日から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。

（受給権の処分禁止）

第51条 この規程による給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

(給付の制限)

第52条 加入者が懲戒解雇により資格を喪失した場合は、この規程に定める給付を行わない。ただし、第37条に定める加入者各自の拠出金累計額については、運営委員会が承認した場合は、本人の申請により給付することができる。

(財産の分別管理)

第53条 県社協は、契約者から預託された資産と、その他の資産を区分して管理する。

(債務の範囲)

第54条 県社協は、共済契約に基づき負担する債務については、契約者から預託された資産の限度内において履行の責任を負う。

(積立水準の回復計画)

第55条 財政検証により、積立水準の不足が明らかになった場合は、県社協は積立水準の回復計画を策定し実施することにより、積立水準の回復に努めなければならない。

2 積立水準回復計画に基づく計画の実施状況について、県社協は契約者にすみやかに開示しなければならない。

(細則)

第56条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成7年10月1日現在において事業所に勤務する職員は、第5条第3項の規定にかかわらず、この規程の施行と同時に加入する。

2 平成7年4月2日以降に採用された職員の平成8年3月までの基準給与は、第10条の規定にかかわらず、この規程施行日の基準給与とする。また、この規程施行日の加入者が翌年4月1日以降に加入期間1年未満で退職又は死亡したときは第12条ただし書の規定にかかわらず、加入期間の平均基準給与月額とする。

- 3 事業所は、第36条の規定にかかわらず、平成7年10月及び11月分の拠出金については平成7年12月4日に払い込むものとする。
- 4 第47条の規定にかかわらず、初年度の本事業の事業年度は平成7年10月1日に始まり、平成8年3月31日に終わるものとする。
- 5 第48条の規定にかかわらず、本事業は初回再計算を平成12年4月1日に行うものとする。

附 則

- 1 この規程は平成14年8月9日から施行する。
- 2 第27条、第40条及び第41条の「大和銀信託銀行株式会社」とあるのは平成14年10月1日から「りそな信託銀行株式会社」とする。

附 則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年10月25日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年1月27日から施行する。
- 2 第30条、第43条及び第44条の「りそな信託銀行株式会社」とあるのは平成21年4月1日から「株式会社りそな銀行」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日において加入者であり、平成25年4月1日において加入者である者については、次の各号の通りとする。なお、各号における変更前給付金額は次の額とする。

$$\text{変更前給付金額} = \text{変更前給付金基礎額} \times (\text{IV A}) \times (\text{IV B})$$

(円未満切り上げ)

$$\text{ただし、変更前給付金基礎額} = (\text{I}) \times (\text{II}) \div (\text{III})$$

(円未満切り上げ)

(I) = 平成25年3月31日付けで有効な熊本県民間社会福祉事業従事者退職共済事業規程(以下「旧規程」という。)第12条の「加入者が退職又は死亡した日」を「平成25年3月31日」と読み替えて得た同条による給付金の算定の基礎となる基準給与

(Ⅱ) = 本則第9条の「退職、死亡又は脱退した日」を「平成25年3月31日」と読み替えて得た同条による加入期間の年月数（以下「変更前加入期間」という。）に応じた附則別表2に定める率

(Ⅲ) = 変更前加入期間に応じた附則別表1Bに定める率

(ⅣA) = 本則第9条の「加入者となった日」を「平成25年4月1日」と読み替えて得た同条による加入期間の年月数に応じた附則別表1Aに定める率

(ⅣB) = 本則第9条に定める加入期間に応じた附則別表1Bに定める率

(1) 本則第12条の規定にかかわらず、給付金の算定の基礎となる基準給与は、本則第9条の「加入者となった日」を「平成25年4月1日」と読み替えて得た同条による加入期間に算入する期間中、本則第10条に定める基準給与月額を月次で累計した額を12で除した額とする。

(2) 本則第15条の規定にかかわらず、年金の月額は、次の算式により計算した額とする。

変更前給付金額 ÷ 150.27138

+ 第1号に定める給付金の算定の基礎となる基準給与 × 本則第9条に定める加入期間に応じた別表2に定める率

(3) 本則第21条の規定にかかわらず、退職一時金の額は、次の算式により計算した額とする。

変更前給付金額

+ 第1号に定める給付金の算定の基礎となる基準給与 × 本則第9条に定める加入期間に応じた別表3に定める率

(4) 本則第23条第1号の規定にかかわらず、遺族一時金の額は、次の算式により計算した額とする。

変更前給付金額

+ 第1号に定める給付金の算定の基礎となる基準給与 × 本則第9条に定める加入期間に応じた別表3に定める率

(5) 本則第26条第1号の規定にかかわらず、選択一時金の額は、次の算式により計算した額とする。

変更前給付金額

+ 第1号に定める給付金の算定の基礎となる基準給与 × 本則第9条に定める

加入期間に応じた別表 3 に定める率

(6) 本則第 28 条の規定にかかわらず、脱退一時金の額は、次の算式により計算した額とする。

変更前給付金額

+ 第 1 号に定める給付金の算定の基礎となる基準給与 × 本則第 9 条に定める加入期間に応じた別表 3 に定める率

附 則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

[別表 1]

基 準 給 与 月 額

(単位：円)

基準給与月額	基準給与の基礎となる本給の範囲	
92,000	95,000 未満	
98,000	95,000 以上	101,000 //
104,000	101,000 //	107,000 //
110,000	107,000 //	114,000 //
118,000	114,000 //	122,000 //
126,000	122,000 //	130,000 //
134,000	130,000 //	138,000 //
142,000	138,000 //	146,000 //
150,000	146,000 //	155,000 //
160,000	155,000 //	165,000 //
170,000	165,000 //	175,000 //
180,000	175,000 //	185,000 //
190,000	185,000 //	195,000 //
200,000	195,000 //	210,000 //
220,000	210,000 //	230,000 //
240,000	230,000 //	250,000 //
260,000	250,000 //	270,000 //
280,000	270,000 //	290,000 //
300,000	290,000 //	310,000 //
320,000	310,000 //	330,000 //
340,000	330,000 //	350,000 //
360,000	350,000 //	370,000 //
380,000	370,000 //	395,000 //
410,000	395,000 //	425,000 //
440,000	425,000 //	

